

| 第7回 自転車等施策検討協議会 議事録 | |
|---|---------------------------------|
| 日時 | 平成27年11月4日(水) 10:00~12:00 |
| 開催場所 | 関内中央ビル 10階 大会議室 |
| 出席者 | 委員：委員名簿を参照 事務局：8名 コンサルタント：1名 |
| 資料 | 式次第、委員名簿、説明用資料(資料1~資料4) |
| <p>1. 開会</p> <p>①開会あいさつ (事務局)</p> <p>※開会あいさつ後、会議の公開、報道機関の傍聴、写真撮影等に関する説明</p> <p>※配布資料について確認</p> <p>※以降の議事進行を議長に引き継ぎ</p> <p>2. 第5回自転車等施策検討協議会のまとめ</p> <p>①事務局説明 (事務局)</p> <p>※資料2を用いて、第5回協議会のまとめに関して説明</p> <p>※質疑：なし</p> <p>3. 議事</p> | |
| <p>①横浜市自転車総合計画(素案)について</p> <p>(事務局)</p> <p>※資料3を用いて、自転車総合計画(素案)に関して説明</p> <p>(サイクルライフナビゲータ絹代委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的にこれまで協議会で議論した事項が反映されている。当初より、自転車のよいところを捉えていて、使えるところは使うというニュアンスが強くなり、良くなったと感じる。 ・予算の確保、市担当者の計画共有化と体制構築など、総合計画を進める前提条件を整えたうえで取り組めるとよいと思う。 ・東京オリンピックに向けて自転車をよく利用する海外の方が増えることも予想される中で、外国人観光客や、日本語が分からない居住者の方などへの対応の視点が薄く感じるのももう少し素案に盛り込めるとよい。その中ではNPO団体等との連携も重要になると思う。 ・道路を利用するという点において、歩行者やドライバーにどう伝えるかも重要。先日のイベントで参加者を引率して走行している途中、専用通行帯に駐車車両10台以上並び、自転車を通る場所が全くない状況があった。市だけの取組だけでなく、県警などと協力して市外からの観光客に対しても取り組めるとよいと思う。 <p>また、クロスバイク等の普及で、自転車のスピードをドライバーが理解できず事故がおきるケースがある。ドライバーに、クロスバイク等の速度、注意点などを伝える場があるとよい。素案の中にもドライバーへの訴えかけについての記載がもう少しあってもよいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.9に記載のあるチャイルドトレーラーについて、日本では軽車両なのか牽引車なのか、ルールが明確でない部分もあるが、自動車からの視認性も高く安全であると思うので、今後便利で海外ではよく使われているものとして使い方などを周知したらよいと思う。 ・保護者には子供にルールを伝える責任があると考えているので、母子手帳を渡すときや学校など、保護者が必ず来るタイミングでルールを周知できるとよいと思う。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内部の職員、予算の関係について、一元的な体制で、適切に予算も確保し進められる体制を目指していきたい。 ・外国人などの方々への対応については、「いかす」の場所の情報提供の部分に「多言語化」の記載があるなど、本文中には記載しているが、p.97 施策の一覧表にも盛り込むなど、ご指摘を受けて修正、加筆を検討していきたい。 | |

- ・ドライバーへの啓発について、現地の見える化を県警と調整しながら進めるとともに、p48 等に記載するようにイベント等を活用して進めていくことも取り組みたい。
- ・保護者への啓発について、母子手帳のタイミングだけでなく乳幼児健診、三歳児検診などの段階も含め、効果的な啓発の施策を、こども青少年局等と連携して検討していきたいと考えている。素案にも、関係部署として取り入れている。
- ・チャイルドトレーラーは、物流・人流の特殊な自転車の一つとして、ベロタクシー、集配用自転車とともに整理し、素案本文にも記載していきたい。

(神奈川県警察本部 交通規制課規制官 増山氏 (代理))

- ・素案の中に、“視覚障害者の活動範囲の拡大を推進するためにもタンデム自転車の通行規制の緩和が求められています”とあるが、県警はとくに要望を受けていないので、こちらの表現を再検討してほしい。
- ・また、“タンデム自転車の走行の安全性を確保した上で”とあるが、具体的に何をしていくイメージか。県施行細則の改正は、横浜市だけのことでなく、県下全体に及ぶので、横浜市だけの安全性の確保だけでは十分ではないので、こちらの表現も再検討してほしい。
- ・タンデム自転車の通行規制の緩和に反対しているわけではなく、障害者の方がタンデム自転車に乗ることについて、危ないという実態もある中で計画にあえて載せていくかどうかは県警として懸念のある部分もあるという意見である。

(事務局)

- ・タンデム自転車の緩和は、タンデム自転車の競技をパラトライアスロンの世界大会にて市内で行っていることもあり、市民局からの強い意見があり記載している。ご指摘をふまえ、内容については県警と再調整したい。

(絹代委員)

- ・私自身、自転車活用推進研究会の理事をしていて各地で自転車のイベントに行き、たくさん関係団体との交流がある中で、視覚障害者の方々がタンデム自転車に乗れるようになることを切望されていることを知っている。必要であれば、そのような声を集めることもできる。

全国でも着々とタンデム自転車の公道通行が認められてきており、また、東京都もオリンピック・パラリンピックに向けて公道通行を認めていく動きがあるとのこと。危ないから許可できないと断言することは神奈川県、横浜市が遅れていることを表明することになりかねないと危惧する。

タンデム自転車には障害者以外にもパイロットが同乗し、一般の自転車と同じように走るものであり、タンデム自転車の公道通行は視覚障害者の方々の権利だと思っている。

全国の事案も考えると、タンデム自転車の公道通行を認めていったほうがよいと個人的には思っている。

(岡村会長)

- ・委員それぞれの意見をふまえたうえでうまく記述してほしい。

(神奈川県自転車商協同組合 鈴木委員)

- ・タンデム自転車について競技等を中心に議論されているが、お客様の中で「引きこもりの家族を連れだす」ために使いたいという話もあった。色々なきっかけにもタンデム自転車は使われると思う。前向きに検討してほしい。

(岡村会長)

- ・拙速に判断するのではなく、慎重でいいので、着実に進めていくのがよいと思う。是非とも逃げずに、堂々と書いていただきたい。

(横浜市交通安全協会 島田委員)

- ・p1「自転車の気になるところ」の絵の吹出しコメント、p18「交通安全教育の機会の欠如」など、一部書きすぎである記述があると思う。
- ・p5「計画の位置付け」の交通安全計画について、自転車総合計画の期間は平成28年からなのに、27年度までの計画である第9次交通安全計画が記載していることに違和感を覚える。
- ・p19の「交通安全教育の主体」の図に市交通安全協会とあるが、各地区交通安全協会、交通安全母の会も並列で記載してほしい。

- ・p27 コラムについて、例えば戸塚駅では駐輪余剰があるのに、定期待機者が発生しているように見える。場所別にみると足りないなど色々と思うが、疑問に思う人もいると思う。
- ・p29「瀬谷駅の無料駐車時間の利用実績」について、1割の方の費用負担で、9割の方が無料で使っているようにも読みとれるが、市ではどのように考えているか。また、今後、このような無料駐輪時間のある自転車駐車場について、広げていきたいのかどうか、市はどのように考えているのか。

(事務局)

- ・第10次計画は、来年4月以降にパブリックコメントなので、素案としては第9次計画を掲載せざるをえないが、総合計画と10次計画の策定のタイミングをみて、どのように記載するか検討したい。
- ・戸塚駅は、駅からの距離が異なる数多くの駐輪場があり、定期希望は駅に近い所に集まるため、空きはあるが、定期待機者も多い状況にある。表記については工夫したい。
- ・瀬谷駅駐輪場の件について、総体的には進めていくべきと思うが、その実施主体については、瀬谷駅同様地元でやる方式以外に、市営でやる方式なども考えられ、どのような方法でやるかは今後検討していくものと考えている。

(横浜市道路局 松尾委員)

- ・p58「はしる」の重点エリア実行計画の検討、p80「とめる」の優先対応駅での駐輪対策方針の確定について、駅周辺でのハード整備という点で、相互に調整を図る必要があるが、p102、p104のスケジュール部分では、「はしる」実行計画の策定、「とめる」駐輪対策方針の検討の相互の調整に関する記述が入っているので、p58、p80にも記載しておく方がよいと思う。

(岡村会長)

- ・表現を検討してください。

②パブリックコメントに関する事務局説明

(事務局)

※資料4を用いて、パブリックコメントに関して説明

(絹代委員)

- ・興味を持った市民の方々がこの概要版をみて意見を応募しようと思っても、何を書いたらよいものなのかが分からないと思うので、工夫が必要だと思う。噛み砕いた言葉で、パブリックコメントとは何か、どんな意見を出してもらいたいのか明確にしたほうがよい。例えば、企業の方が自社商品売りたいときのアンケートの説明文などが参考になるのではないかな。

また、ハマチャリルール(仮)とあるが、突然“カッコ仮”となり分かり難いので、もう少し工夫できたらよいし、「ハマチャリルール」という名称のそもそもの取扱も議論があったと思うが、どうするのか。

(事務局)

- ・ご指摘を踏まえ、民間目線、市民目線を考えながら表現についても一度検討させていただく。
- ・ハマチャリルールの件について、名称の公募も視野に入れており、現状で“仮”と書いているが、工夫していきたい。

(島田委員)

- ・概要版だけである程度検討の流れが分かるかどうかという視点でみると、課題と方向性、具体化に向けた考え方のつながりが分かりにくいのではないかな。
- ・「とめる」の中でサービスの質を高めるとあり、コラムには「短時間駐輪は無料」と宣言しているように読める。ほかの部分で“無料”の言及はなく、違和感がある。

(事務局)

- ・短時間無料の記述については、新規整備の駐輪場での導入のニュアンスも含めて記述していたつもりで、概要版の記載内容から「既存駐輪場が全部短時間無料になる」という誤解が生じることは想定しにくいと考えていたが、誤解が生じる可能性を含め、表現を検討する。市としては短時間無料の駐輪場は、主に買い物客が停めている場所、路上でこれから作る場所などに展開していくものと考えている。

(岡村会長)

- ・島田委員と同様の場所をみると、無料の駐輪場をつくる主体は行政だけ、というように見えるところにも懸念を感じる。想定している主体に地域も入ることを明記し、その上で「そういうことを書かれても地域では難しい」等、率直な意見をもらっていてもよいのではないかと。
- ・意見を応募していただきたい方に応募してもらえ、してもらいやすくなる仕掛けを是非お願いしたい。

③自転車適正利用促進キャンペーンに関する事務局説明

(事務局)

※資料5を用いて、自転車利用促進キャンペーンに関して説明

(鈴木委員)

- ・案③「自転車の整備・点検」について、現在、自転車組合の役員と話を進めている。賛同いただけるショップもあり、引き続き組合、道路局と連携しながら進めていきたい。

(横浜商工会議所 福田委員)

- ・パブリックコメントと同時期にキャンペーンを行う、ということだが、内容が重なるところもあると思う。パブリックコメントとキャンペーンの違いは何か。また、共創フロントの仕組みはどういうものなのか。

(事務局)

- ・パブリックコメントとキャンペーンは別物であり、同時期に行うことで、パブリックコメントの認知度を高めるとともに、自転車の安全・適正な利用も促進できると考えている。
- ・共創フロントとは、行政が民間の協力を得たいことについての募集シートをホームページ上で公開し、民間事業者がこれを見て、協力できる内容を提案いただく市の仕組み。今回のキャンペーンについて、ご提案いただいた企業と具体的な協力内容についてキャンペーンとして展開できるか協議して進めていく予定である。

(岡村会長)

- ・パブリックコメントは市民の意見を聞くもの、キャンペーンは事業者が協力できる内容を提案してもらうもの、ということで、二者は別物ということだと思う。

(絹代委員)

- ・「いかす」での自転車販売店との連携について、販売店側もメリットが無いと協力しにくい状況があると思う。販売店の能力を活かす、市民の相談等で立ち寄りやすくするような取組により、頑張っている販売店にもメリットが生まれ、それが市民の安全に繋がる流れが生まれるとよいと思う。

(岡村会長)

- ・計画として、大規模な量販店がよろしくないという記載するわけにはいかないが、販売店と利用者がずっと付き合い続ける、その担い手としてとても販売店は大事だと行政も思っている、積極的に連携したいと思っている、というメッセージが伝わるように素案に記載できるよう検討してください。

(絹代委員)

- ・子どもの自転車教室で、適切なブレーキが装備されていない自転車を持っているお子さんがいた。命に関わるため、ブレーキだけでも交換するよう母親に伝えたが、このようなことも、相談できる販売店が近くにあればクリアできる。正しく機能してくれる販売店を活かし、チェックしやすい体制、立ち寄りやすい体制をつくるとか、実際に工夫をしている他の自治体もあるので、既存の販売店に機能していただけるよう横浜市がバックアップできるとよいと思う。

(鈴木委員)

- ・自転車組合でも単独では、市民に対して安心・安全等をうまく伝えられないこともある。技術を持つ組合の販売店も、協力する意向を示してくれているので、もうひと押し、お墨付き的なものがあると、気持ちよく市民の方と販売店が長く付き合い続けるきっかけになると思う。

(事務局)

- ・p47③、p89②で自転車販売店等との連携に関して記述しているが、大規模店舗の表現など、これ以上踏み込んで書くことについては、判断が難しいところである。
- ・「相談」することができるという視点について御指摘いただいたので、信頼のおける販売店と相談し

やすい体制づくり、というような書き方を検討したい。

(絹代委員)

- ・大規模、小規模は関係なく、相談できるような窓口があればよいと思う。相談できることが常識になるとよいと考える。

(事務局)

- ・相談した先に、点検の励行、整備などがあると思われるので、その点でも「相談」の窓口が一步目にあることが重要と考える。身近な自転車販売店との体制づくりというトーンで、できるだけ市としても支援していきたい。
- ・その第一歩が今回のキャンペーンと考える。実際に店舗と行政で取組むことで、どのような支援ができるのか、探していきたい。

④バス乗務員・バス事業者アンケートに関する報告（神奈川県バス協会より）

(事務局)

※資料6を用いて、アンケート調査結果に関して、神奈川県バス協会 八郷委員より報告

(島田委員)

- ・先日、協会への問合せで、自転車の飲酒運転をした人から、自転車の飲酒運転も自動車の免許の減点になるのか連絡があった。減点されるなら絶対飲酒運転などしない、とのことだった。
- ・自動車の免許を持っている人は多いので連携すればルール啓発効果が極めて高いと感じた。

(神奈川県警察本部 交通部交通総務課課長補佐 小坂氏 (代理))

- ・6月1日施行の道路交通法では、14の危険行為をした場合、交通切符を作成することになる。
- ・人身事故の際、自転車が第一原因者として送致された場合も、危険行為として扱う。
- ・自動車運転免許と関連した啓発については、県警としては、免許を持っている、持っていないに関わらず、自転車を利用する場合は皆同じようにルールを守っていただきたいと考えており、また免許を持っていない人は持っている人に比べて、道路標識など基本的な知識を持っていない場合もあるため、免許を持っていない方々に対する教育をどう行っていくか考えているところだが、自動車運転免許との連動も意見のひとつとして参考にさせていただく。

(事務局)

- ・本日の意見を反映し、素案として確定していく。本日以降お気づきの点があれば、11月11日まで、事務局まで申し入れていただきたい。
- ・今後、市会、自治会町内会などへの説明を行い、2月にパブリックコメントを実施する予定。
- ・市民からの意見を整理し、来春計画案としてまとめることとなる。次回の協議会はそのタイミングで開催させていただく。

※閉会のあいさつ

以上